

新型コロナウイルス感染症に対する

緊急事態宣言解除後の対応について

平素は当法人の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス特措法に基づく緊急事態宣言に関し、大阪、京都、兵庫の関西3府県につきましても解除されることが5月21日(木)に決定致しました。

兵庫県もこれを受け、休業要請や営業自粛などの措置を、23日の0時以降、大幅に解除していく方向性で調整しており、感染リスクを考慮しながら、社会生活や経済活動の再開に向けて動きだしております。

これにより、当法人も政府による緊急事態宣言解除及び兵庫県の休業要請や営業自粛措置の解除を見極めながら、今後の対応につきまして協議をした結果を下記にお知らせ致します。なお、今後の当法人の対応のポイントは、緊急事態宣言や休業要請等の措置が解除された後においても、新型コロナウイルスが市中から無くなるわけではなく、コロナウイルスとの共存は避けられず、感染リスクは引き続きあることを前提に考慮しております。

つきましては、緊急事態宣言や休業要請等の解除をもって直ちに通常通りに戻すことは避け、引き続き新型コロナウイルス対策を行いながら、必要に応じて段階的に対応を変更して参ります。

記

○面会について

引き続き、医師からの説明、病状等により来院をお願いする場合を除き原則面会を禁止させていただきます。患者様の安全を考え、面会者の病室への入室を禁止しております。洗濯物の取り換えなどは受付に申し出てください。ご不便をおかけしますが、今しばらくご協力をよろしくお願い致します。

○インターネット面会について

当法人ではテレビ電話で面会が出来る様になりましたので別紙詳細をご覧ください。
利用方法が分からぬ場合は電話番号 078-994-1155 人事課川野までご連絡ください。

○来院について

入館時に検温を行わせて頂きます。手指消毒ならびにマスク着用のもと入館していただきます。

以上

医療法人博愛会 広野高原病院

介護老人保健施設 緑風苑

理事長 安田 嘉之